

特別養護老人ホーム 恒幸園
(指定介護老人福祉施設)

重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 施設の名称 社会福祉法人 恒徳会 特別養護老人ホーム 恒幸園
 (2) 施設の所在地 茨城県筑西市向川澄98-1
 電話番号 0296-57-7268
 Fax 0296-57-7269
 (3) 介護保険指定番号 0874100548
 (4) 利用定員 53人

2. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者(施設長) 1人
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたります。
 (2) 医師(非常勤) 1人
 (3) 生活相談員 2人
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行います。
 (4) 介護支援専門員 1人
施設サービス計画の作成等を行います。
 (5) 看護職員 3人
利用者の健康衛生並びに看護業務を行います。
 (6) 介護職員 32人
利用者の介護・介助にあたります。
 (7) 機能訓練指導員 1人
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
 (8) 管理栄養士 1人
利用者の食事管理及び献立の作成、その他給食全般に関することを行います。
 (9) 事務員 2人
必要な事務を行います。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務時間
1. 管 理 者 生活相談員 介護支援専門員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 看 護 職 員	平 常 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅 番 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
3. 管 理 栄 養 士	早 番 6 : 4 5 ~ 1 5 : 4 5 平 常 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅番A 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 遅番B 1 0 : 4 0 ~ 1 9 : 4 0
4. 介 護 職 員	日勤A 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 日勤B 8 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0 遅 番 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 深夜勤 1 7 : 1 5 ~ 8 : 4 5

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

特別養護老人ホームにおいて、その専門性を生かし、ご利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等の介護サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

利用者の主体性と自己決定を尊重し、生きる喜びを感じながら、生活の楽しみを大切に「人の暮らしを育む住まい」として、必要な援助・支援を確実に提供する。

4. 施設の設定と概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 定員 | 66名（ショートステイ含む） |
| (2) 居室 | 全室個室66室（ショートステイ用居室13室含む）
広さ：8畳程度（約13㎡） |
| (3) ユニット | リビング（83～96㎡）及び3箇所のトイレと8～9部屋の個室で1つのユニットを形成し、建物内に8ユニットあります。 |
| (4) 浴室 | 2階機械浴室 1室（オンラインバス及びリフト浴）
3階一般浴室 1室（檜の個別浴槽2槽含む） |
| (5) 建物構成 | |
| 1階 | デイサービスセンター（チェアインバス・リハビリ機器等）
地域交流スペース・ヘルパーステーション・事務室・厨房等 |
| 2階 | 8名の3ユニット・9名の1ユニット
機械浴室等 |
| 3階 | 8名の3ユニット・9名の1ユニット
レクレーションルーム・一般浴室等 |
| 4階 | 洗濯室等 |

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

できるだけ自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。ただし、スペースの関係がございますので、大きな物についてはあらかじめご相談下さい。又、火気使用品につきましては、ご遠慮願います。

(2) 面会 面会時間 午前9：00～午後9：00

*訪問者は、必ず面会簿に記入してください。

*なお、食品類の持ち込みは市販品のみとし、生ものや手作りの物、酒類の持ち込みは禁止させて頂いております。食事規制の方もおりますので、他のご利用者へのお裾分けはご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」により事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があり、外泊等で全く提供しなかった場合には、次頁の6（2）に定める「食事代」の負担はありません。1日に1食でも提供した場合は、1,900円の負担となります。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復帰していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。

- ・ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙及び飲酒

施設内の決められた場所にて、喫煙及び飲酒をお楽しみ願います。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7割、8割、9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者様の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを実施いたします。

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。又、ご希望者には、要望に沿えるよう努めます。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴層を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 排泄に関する消耗品は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練や援助を行います。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担額）をお支払い下さい。

(単位：単位数)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
要介護度別単位数	670	740	815	886	955
1. 日常生活継続支援加算（Ⅰ）	46 単位/日				
2. 夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21 単位/日				
3. 看護体制加算（Ⅰ）	4 単位/日				
4. 個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/日				
5. 個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月				
6. 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位/月				
7. 排せつ支援加算（Ⅰ）	10 単位/月				
8. 若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日				
9. 協力医療機関連携加算	5 単位/月				
10. 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位/月				
11. 新興感染症施設療養費	240 単位/日				
12. 退所時情報連携加算	250 単位/回				
13. 安全対策体制加算（Ⅰ）	20 単位/入所日のみ				
14. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス利用単位数×14.0%				

※筑西市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10.14 円を乗じた金額になります。
その金額から介護保険負担割合証に基づいて1割、2割、3割が自己負担となります。

- 日常生活継続支援加算（Ⅰ）
 - ・介護福祉士の資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り日常生活を継続することができるよう支援を行います。
- 夜勤職員配置加算（Ⅳ）
 - ・夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っていること。喀痰吸引等が実施できる介護職員が夜勤時間帯を通じて配置している為加算となります。
- 看護体制加算（Ⅰ）
 - ・常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算となります。
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）
 - ・常勤の機能訓練指導員1名配置し、その他の専門職と共同して利用者ごとに心身等の状況に応じた個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を行います。
- 個別機能訓練加算（Ⅱ）
 - ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定し、個別機能訓練計画の情報を厚労省へ提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用して行います。
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
 - ・入所利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、入所者の心身状況等の基本的な情報や、疾病状況を厚労省に提出し、適切かつ有効に提供する為に必要な情報活用を行います。
- 排せつ支援加算（Ⅰ）
 - ・排せつ介護を要する入所者ごとに、医師と連携した看護師等が入所時等に評価すると共に、六月に一回評価を行い、その評価結果等を厚労省に提出。要介護状態の軽減が見込まれる者について専門職が原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成して支援を継続して実施します。
- 若年性認知症入所者受入加算
 - ・若年性認知症の方を利用者として受け入れ、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合に基準を満たし算定となります。
- 協力医療機関連携加算
 - ・協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することにより基準をみたし算定となります。
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 - ・届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けることにより基準をみたし算定となります。
- 新興感染症施設療養費
 - ・入所者が別に定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを提供した場合に1月に1回5日を限度として算定となります。
- 退所時情報連携加算
 - ・医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者に同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1人につき1回限り算定となります。
- 安全対策体制加算
 - ・安全対策体制加算の算定要件を満たしている状態で新たに入所者を受け入れる場合に、入所時に限り算定。
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
 - ・厚生労働大臣が定める算定要件を満たすため加算となります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

- ご利用者が、6日以内の入院または外泊をされた場合は、上記利用料金にかわり下記の利用料金をお支払いいただきます。

サービス利用単位数（1日あたり）	246 単位
※筑西市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10.14円を乗じた金額の1割が自己負担となります。	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事

- ・ ご利用者様へ食事の提供をするサービスです。
- ・ ご利用者様の自立支援のため離床してユニット内リビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間	朝食	8：30～
	昼食	12：00～
	夕食	18：00～

利用料金：1,900円/日

○ 食事にかかる費用は、所得に応じて減額制度があります。

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 理髪

美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：業者より請求があります。

④ 貴重品の管理

ご契約者は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預金証書、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続の概要は以下の通りです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金台帳に記入し、ご契約者及びご利用者から台帳及び通帳の開示を希望されたときは提示します。

○ 利用料金：管理及び出納サービス 3,000円/月

⑤ 趣味的活動や行事等にともなう費用

ご利用者の個々人の趣味的な活動や行事等について掛かる費用は、実費とさせていただきます。

⑥ 付添や代行サービス

ご利用者又はご契約者のご希望に基づいて行うサービスです。

買物代行： 1回につき 300円

外出付添： 30分 700円（2時間まで）

*上記に係る希望外出企画料金として別途 1回につき 500円かかります。

通院付添： 遠方の場合につき、付き添いに係る費用をいただきます。

⑦ 複写物の交付

希望による各種複写物にかかる交付サービスです。

1枚 10円（A4サイズを標準）（お預かりしているものに関しては無料です。）

⑧ 文書の交付

希望により文書発行するサービスです。

領収証明書再発行 1ヶ月 100円

それ以外の証明書発行 1通 1000円

- ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ⑩ 持込み家電製品に係る電気料金
持込み家電製品につきまして、別紙Ⅰの通り電気代を徴収させていただきます。
- ⑪ 請求書等郵送に係る諸費用実費
請求書等郵送に係る諸費用につきまして実費徴収させていただきます。

(3) 居住費のお支払 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金の他、居住費としてユニット型介護老人福祉施設がユニットの提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額をご利用者又はご契約者に負担していただきます。

居住費として1ヶ月あたり 63,000円

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者及びご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

〈協力医療機関〉

医療機関の名称： 社会医療法人 恒貴会 協和中央病院
所在地： 茨城県筑西市門井 1676-1
診療科： 脳神経外科・外科・内科・皮膚科・泌尿器科・歯科 他

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1 あり	直近の実施年月日	
	評価機関の名称	
	評価結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

8. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について) (契約書第6章参照)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消され場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者及びご利用者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者及びご利用者からの退所の申し出

本契約の有効期間であっても、ご契約者及びご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出して下さい。但し、次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合

- ③ 当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者のご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6箇月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3箇月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所または介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及びご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 事故発生時の対応

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行なうものとする。

10. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 残置物の引き取り等

ご利用者の入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）は、2週間以内にご契約者に引き取っていただきます。尚、期限を過ぎても、ご契約者が残置物の引き取りを履行しないときは、ご契約者に連絡のうえ、残置物を強制的にお引渡しいたします。又、引渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

12. 苦情の受付について

(1) 当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

- 苦情解決責任者
「施設長」 海老原 隆行
- 苦情受付窓口（担当者）
「生活相談課長」 船橋 浩二
「生活介護課長補佐」 塚田 和人
(TEL) 0296-57-7268
(FAX) 0296-57-7269

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、以下の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	筑西市介護保険課	電話 0296-22-0528
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話 029-301-1565
	茨城県運営適正化委員会 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会)	電話 029-305-7193

以上、介護老人福祉施設入所にあたり、重要な事項を説明致しました。

事業者 〒309-1117 茨城県筑西市向川澄 9 8 - 1
社会福祉法人恒徳会 特別養護老人ホーム恒幸園 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

続 柄